

京都市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月28日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第156号

京都市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市武道センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第4条」を「第5条」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項中「第4条」を「第5条」に改める。

第3条第1項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条第2項本文中「施錠する」を「使用する」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 使用日の7日前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合（使用日の属する月の前月の初日前に第1条第1項の規定による申請をした場合を除く。） 全額

第6条中「第8条」を「第9条」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)